

平成 30 年 第 7 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年7月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年7月26日(木) 午後4時00分～

○ 会議の場所

上伊那農業協同組合駒ヶ根支所アイパル3階「エトワール」

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(1名)

6番 小原 茂幸

○ 議事録署名委員

5番 田村 進 7番 齊藤 庄一

○ 議事日程

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第37号 現況証明について

○ 事務局職員出席者

事務局長 竹村 正宣
次 長 大野 秀悟
主 任 出口 大悟

主 査 井上 幸代

○ 閉会

午後4時35分

午後4時00分 開会

局 長 (竹村 正宣君)
定刻となりましたので、ただいまから平成30年第7回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。
初めに堺澤会長、よろしくお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
毎日暑くて本当に大変だと思います。
雨も7月の6日以来全然降っていないというような状態で、それぞれ農作物も影響が出始めているのかなど、そんなふうに思っております。
いずれにしても、新しい最適化推進委員の皆さんを踏まえた農業委員会ができて一年を経過したわけであります。農地の最適化の推進、いろんなやらなきゃいけないことが山ほどたまってきておりますので、またそれぞれに御労苦をお願いしたいなっていうふうに思っております。
きょうは、後、認定農業者の皆さん、それから新規就農者の皆さん、女性農業者の皆さん等の意見交換会がありますので、おおむね5時半には終わりたいっていうふうに思いますので、御協力をいただきたいっていうふうに思います。よろしくお願いします。
簡単ですけども、一言あいさつにさせていただきます。
よろしくお願いします。

局 長 (竹村 正宣君)
ありがとうございました。
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を11番 西村功委員、お願いします。

11番 (西村 功君)
それでは一言ということですが、今会長さんからもお話あったように、ものすごい暑さということで、大変苦勞しているというか、毎日、夜寝られなくて大変苦慮しておりますけれども、過日行われた市民総会も、最後のリレー、これは、もう暑いということでリレーは中止になりました。結果的には福岡区が総合優勝したわけですが、そんな中で、今お話あったように農業委員として一年たつわけですが、私も農業委員にあわせて地元の農事組合法人福岡というところで携わらせていただいておりますけれども、ちょうど今は、養命酒と契約栽培をしておりますヤクモソウの収穫ということで、ハウスに刈り取って立てかけてありますヤクモソウをカッターで粉砕をして箱へ詰めるということで、午前中2時間くらい粉砕をして広げて、それから午後、箱詰めをするというようなことで、4日程度、今週やるわけですが、3日目が

終わってちょっと疲れているというような状況です。

それから、福岡の法人にかかわって感じたのは、やはり高齢者、それから後継者不足というようなことで、特に草刈り、畦畔の草刈り等が、大変人手もいるし、大変だということです。そんな中で、長谷、そちらのほうで草刈りが不要だというふうな形の芝グリーンですか、そういうような試験栽培もしているというようなことで視察等にも行ってきているというような状況があります。

そんな中で、先ほどお話あったように 2 年目を迎えますので、引き続いて、さらに頑張っていきたいなあという思いを新たにしております。よろしく願いします。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いてお願いします。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成 30 年 7 月 2 日付、告示第 3 号をもって招集した平成 30 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 18 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

6 番 小原茂幸委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 5 番 田村進委員、7 番 齊藤庄一委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書の 1 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計 2 件でございます。

1 件目につきまして御説明いたします。

場所につきましては 2 ページの左側をごらんください。

3-1 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北東 2 筆 1,091 m²になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、当地周辺に農地を所有しており、農業の規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は、遠隔地に住んでおり体調不良で農業に従事できないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては2ページの右側をごらんください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東1筆746㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、農業規模を拡大したいため、自宅に近く管理しやすい当地を取得したい、譲渡人は、高齢でもあり、耕作地が遠く自分で管理できないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

2 2 番 (北原 実君)

1番です。この農地は、もともと[REDACTED]さんのお父さんから遺産相続した経過の中で、弟さん、この[REDACTED]さんが弟さんに当たるんですけども、弟さんに土地を分与して、そこは弟さんが耕していると、それが[REDACTED]さんのほうなんですけれども、[REDACTED]に住んでおられて、体調もちょっと思わしくないため、兄である[REDACTED]さんが管理するというので、贈与という形で申請されているものです。そのような経過から特に問題ないと判断しております。

5 番 (田村 進君)

2番は、今ここに書かれている説明のあったとおり問題ありません。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第33号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、
議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
それでは議案書 3 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

合計 1 件でございます。
場所につきましては 4 ページをごらんください。
4-1 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの南西 1 筆 3,546 m²になります。
3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電。
理由でございますが、申請人は、CO₂を出さない発電として政府の温室効果ガス削減に貢献し、太陽光発電施設を設置するために使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、平成 28 年 2 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXXとXXXXXX
XXXXXXXXXXありということでございます。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)
地元委員さん、補足説明をお願いします。

1 1 番 (西村 功君)
今お話のあったように、本人が、国の再生可能エネルギー事業、これに賛同して、資産として自分で太陽光発電所を設置したいということで進めている案件で、地元との説明会も 2 回開催をして、地元自治組合の同意を取りつけておられます。

それから、雨水については、地下浸透施設を設置をして施設外への流出防止対策を施すということで計画をされております。

このようなことから、特に問題はないというふうに思います。よろしく願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 34 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)
そうしましたら議案書の 5 ページをお開きください。
農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
全部で 7 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側をごらんください。
5-1 で表示した場所になります。
北割 1 区、XXXXXXXXXX の西 2 筆 124 m²になります。
5 ページにお戻りください。
申請目的でございますが、物置用地及び生垣の植栽となります。
理由でございますが、譲受人は、宅地と隣接している当地に大工のための物置を設置し、また自宅に沿って生垣を植栽するため当地を取得したい、譲渡人は、形状が悪く農業を継続することができたいため、一体利用できる事業計画者に贈与することとし、譲受人の要請に応じるというものでございます。
農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。
農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。
続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 7 ページの右側をごらんください。

5-2 で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の南西 1 筆 264 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであるが、子どもたちの進学に伴い借家も狭く、住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 30 年 4 月 24 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と [REDACTED] ありということでございます。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 8 ページの左側をごらんください。

5-3 で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED] の南西 2 筆 677 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は、新規住宅の需要があると考え、住宅環境に適している申請地にて建売住宅を建築し、土地、建物を販売したいと計画し、当地を取得したい、譲渡人は、当該地を売却して老後と子どもの生活費に充てたいと考えたため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 28 年 2 月 3 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 2 種で、市街地近接ということで、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 8 ページの右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

市場割区、[REDACTED] の北 1 筆 349 m²になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が 1 棟。

理由でございますが、借受人は、現在夫の実家住まいであるが、将来親の面倒を見るため親の所有する申請地に住宅を建築したく、当地を使用したい、貸付人は、子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 2 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては9ページの左側をごらんください。

5-5で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの北東1筆123㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は、過去に取得した当地において庭として使用してきたが、登記が未完了のまま現在に至ってしまっており、登記名義人も代がかわり事業が不明なため転用申請を行いたい、譲渡人は、譲受人同様に事業が不明なため転用申請を行いたいというものでございます。

農振法等でございますが、近隣商業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6番となりますが、場所につきましては9ページの右側をごらんください。

5-6で表示した場所になります。

町3区、XXXXXXXXXXの東1筆531㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、太陽光発電事業を通じ再生可能エネルギーの普及、発展に寄与するため本事業を計画し、当地を取得したい、譲渡人は、ほかの農地と場所的に離れており、農機具の運搬や駐車場の問題もあり、農地以外の活用方法を検討していたため、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、工業専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして議案書の6ページをごらんください。

続いて7番となりますが、場所につきましては10ページの左側をごらんください。

5-7で表示した場所になります。

下平区のXXXXXXXXXXの東3筆1万1,032㎡になります。

6ページにお戻りください。

申請目的でございますが、砂利採取。一時転用となります。

理由でございますが、借受人は、賃借して砂利を採取するため当地を借り受けたい、貸付人は、賃借して協力するため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域となっております、一

時的に転用する場合は農用区域内でも転用できるというものになっております。

会 長

以上7件につきまして御審議をお願いいたします。

(堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明を1番から順次お願いをします。

7 番

(齊藤 庄一君)

1番の[]さんの件ですけど、ここの5-1の地図を見てもらうように、[]さんの兄弟で、今、この[]さんが亡くなって、おとし奥さんが亡くなって、その後、[]さんに贈与という形で住宅を贈与した模様です。そして、その後、残地の農地の部分が残ってしまって、現状を見たところ、確かにそういうような現状になっておりまして、これはもう仕方ないということで、備考のとおりで問題はないと思っております。

以上です。

1 1 番

(西村 功君)

2番の案件ですが、これは親子の関係になります。

それで、5-2の図面を見ていただくように、田んぼの南側の一部を一般住宅というふうに転用したいという内容ですが、残る田んぼ、農地、それから転用する宅地のそれぞれの造成については、確実に自分の土地でありますので、できるというふうに思われます。

それから、隣接をする農地の所有者への説明及び了承も得ておりますので、問題はないと思われます。

以上です。

1 6 番

(氣賀澤 道雄君)

3番です。現地は、現在8ページを見てもらいたいと思っておりますけれども、現在、今回の申請についてでありますけど、この転用申請地と[]の間には家が1軒建っております、現在当該地は自主保全管理ということで、作物等は一切つくっておりません。つくっておりません。ですので、農地の有効利用という観点からすると問題ないというふうに思っております。

それから、4番目は、備考の欄のところにありますように、[]さんの娘が[]にありまして、[]さんとなっておりますが、この夫婦が将来的には[]さん夫婦の面倒を見るということで、近いところに家を建てたいということで申請が出ております。そういう理由でありますので問題ないと判断しております。

以上です。

1 3 番

(宮澤 辰夫君)

5番の場所ですけども、珍しい名前の[]って書いてありますけれど

も、ここは昭和 25 年までお医者さんをやっておった人で、それで、今は代がかわっちゃっているんですけども、今はもう建物が古くなっちゃっておって、うちを建てかえたいよと言って始めたところが、農地が裏に残っておったよっていうことがありまして、それで調べてもらったら、これはもう昭和 25 年にうちを建てた当時から庭としてつくってあって、現在庭木が植わったままなので、特にこれを転用したところで問題が起きることはないなということでありましたので、よろしくお願いします。

10番 (堀 敏君)

6 番ですが、この土地は[]の南東でございます。今回の案件につきましては近隣住民への説明会を実施しておって、すべて了解をいただいております。また、協定書の取り交わしもされております。それから、雑草対策、雨水対策、公害対策等の基礎対策もとられておりますので、特に問題はないと判断をいたします。

以上です。

24番 (宮下 修君)

7 番ですけど、3 筆になっておるわけですが、現実的に見た目は田んぼが 1 枚ということでございます。

また、ここに上っております[]さん2人と[]さん、実際には、現在耕作者は違う方が耕作をしております。地主の方及び耕作者とも[]さんのほうで話をさせていただいて、砂利採取をするということで、一年半後に現状復旧できるということでございますので、問題ないと思います。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

堀さん、この6番、地図上でいうと[]の会社の西側が結構広い、この地図記号は畑ですか。区画が幾つにもなっているんですか、現地は。西側の11って丸をしてあるこの一角は。

10番 (堀 敏君)

11 番のほとんどは、これ畑になっています。その中の一部が太陽光発電をする、つくるということです。

会長 (堺澤 豊君)

地権者は全部違うんですね。

10番 (堀 敏君)

地権者は違います。

会長 (堺澤 豊君)

違うんですね。

10番 (堀 敏君)
はい。

主任 (出口 大悟君)
すみません。こちらのほうで提出書類で確認いたしますと、西側の畑と今回太陽光をするところと、さらに今回太陽光をする南側の一角については、すべて所有者は異なるということで、書類のほうでは確認しております。

会長 (堺澤 豊君)
異なるっていいのかな。

主任 (出口 大悟君)
はい。

会長 (堺澤 豊君)
ほかに。——ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
なければ、議案第 35 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。
続いて、
議案第 36 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)
それでは議案書 11 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日ではありますが、平成 30 年 8 月 1 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましてはごらんをいただきまして、田んぼが 1 万 3,576 m²になります。貸し手が 4、借り手が 4 でございます。
括弧 2 番 3 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、12 ページに個別の詳細が載っております。始期につきましてはすべて平成 30 年 8 月 1 日から、権利等の内容につきましては御確認ください。
以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)

一覧表のほう、該当する委員さん、確認をしてください。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 36 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 37 号 現況証明について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書 13 ページをお開きください。

現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 14 ページ、現況証明－1 で表示した場所になります。

地区については中沢区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 476 m²になります。

13 ページにお戻りください。

施設等ですが、宅地敷地となります。

経過説明でございますが、昭和 47 年以前から宅地として使用しており、提出された土地家屋課税台帳で昭和 47 年に当地に工場を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みでございます。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いをします。

5 番 (田村 進君)

このXXXXXXさんですけど、実は息子さんが今度新築しようとしたところ、家をつくる所が畑だったということで、現況証明として出させていただきました。この方はXXXXXXXXXXの下請け事業、これをやるについて、確か昭和 47 年、そのころ工場を建てて事業をやっていたということで、昭和 47 年からそこに工場があったということで、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

事務局にちょっと1件お願いしたいけれども、昭和47年っていうのは比較的新しいんだよね。現況証明は、じゃあ何年から建っていたら現況証明で出すっていう、そこら辺のあれは、事務局、どうですか。

主 任 (出口 大悟君)

今、昭和46年以前ということで確認できるものについては現況証明で、今回の場合には、昭和48年の航空写真で工場が建っていることが確認できたほか、土地家屋課税台帳のほうでも昭和47年には工場を新築しているっていうことが確認できたので、昭和46年には、もうこちらのほうが宅地であったということが確認できたということで、現況証明のほうで受理させていただきました。

会 長 (堺澤 豊君)

比較的新しい現況証明についてはね、その年号ってあれしないと、そんなには出てこないと思うけど、昭和50年以降のが出てきたらどうするっていうのはありますか。

主 任 (出口 大悟君)

昭和46年以前ということが確認できないものについては、基本的には受理のほうはいたしません。

会 長 (堺澤 豊君)

そういうことですので、承知だけしておいてください。

16番 (氣賀澤 道雄君)

受理しないとすると、それはどういう扱いをするんですか。農業委員会とは関係なくなるわけですか。

主 任 (出口 大悟君)

現況証明としては受理できませんので、方法としては転用の申請を出していただくっていうことになるかと思います。

16番 (氣賀澤 道雄君)

わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

氣賀澤委員さん、よろしいですか。

16番 (氣賀澤 道雄君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに質問、御意見あればお出しいただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

なければ、議案第 37 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成 30 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後 4 時 3 5 分 閉会